

【会務執行に関わる細則】

教育文化交流推進委員会（以下、本会とする）定款第28条第2項に基づき必要な細目をここに定める。

第1章 総則

（会務執行の準拠）

第1条 会務の執行は、定款および規則に定める他はこの細則に準拠する。

（会務の執行機関）

第2条 会務の執行機関の役割は次の各号に定める。

(1) 会長は理事会の承認により委員会を統轄し会務の推進を行ない、副会長は会長の職務を補佐するものとする。

(2) 専務理事は、会長の指揮を受け会務を掌理する。

(3) 理事は、会長の命を受けて委員会（特別委員会を含む）の業務を分掌または参画する。

(4) 事務局および事務管理部は、会務の執行を実務的に担保する。

(5) 常務理事会および評議員会ならびに監事は各々、前の各号による業務について改善を図り、建議を行い、監査する。

（会務の執行に関する心得）

第3条 会務の執行にあたっては、大胆に計画し細心をもって実施されること。

2. 会務の執行にあたっては、常に執行機関に属するすべての者の意思疎通および意思統一を図り、闊達かつ愉快的雰囲気の中で討議された議決を基に実施されること。

3. 会務の執行にあたっては、誤りあるときは軌道修正を迅速に行なうこと。

4. 会務の執行にあたっては、結果評価は中期および長期の成果を考慮して行い、実務担当者の中傷を行うことなく、正の評価は将来に繋げ、負の評価は原因を取り除く努力を行うこと。

5. 会務の執行にあたっては、年度予算は前年対比あるいは前例に捉われることなく常にコストを新規に積算して考えること。

第2章 理事会

（理事会で決議する事項）

第4条 理事会で議決すべきことを次に定める。

(1) 総会に提出すべき議案。

(2) 海外協力団体等との協定及び重要な協議に関する事項。

(3) 定款等の規程により理事会の議または承認を必要とされている事項。

(4) 評議員会の審議にかける提案事項。

(5) その他、会務執行上必要として理事会の構成員から議事提案がされたもの。

(理事会の議決要件)

第5条 理事会の議決要件を次に定める。

- (1) 定款に定められた要件を充たさなければならない。
- (2) 議案は理事会の10日以上前に構成員に送られなければならない。
- (3) 議案として不適格と議決されたときは一事不再理の原則にしたがうこと。但し新たな理由をもって6ヵ月を過ぎて再提出することはできる。

(理事会に陪席できる者)

第6条 理事会に陪席できるのは次の者とする。

- (1) 監事
- (2) 顧問および諮問委員
- (3) 議案関係者
- (4) 事務局長および事務管理部長

(理事会の議事録)

第7条 理事会が終了後、議事の要領および議決事項等を記した議事録は役員等に通知されなければならない。

2. 議事録の記載事項は次の各号に定める。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事
- (4) 議事の経過および要領
- (5) 議決された内容
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

3. 議事録には、議長および理事の中から理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第3章 委員会

(恒常的委員会の設置)

第8条 会務の執行に係わる委員会(恒常的)設置を別表のとおり行なう。

(時限的委員会の設置)

第9条 会務の執行に係わる特別委員会(時限的)設置を必要に応じて行なう。

(部会の設置)

第10条 委員会内に部会の設置を必要に応じて行なうことができる。

(委員会の委員長)

第11条 委員会の委員長は理事の中から会長が委嘱する。

(臨時委員)

第12条 会長は特に必要と認められた場合は、学識経験者を臨時委員として委嘱することができる。
(恒常的委員会の委員の任期)

第13条 委員会の各職の任期は委員長の任期に拘らず、本会の会員の資格継続に拘わるものとする。
(特別委員会の委員の任期)

第14条 特別委員会の各職の任期は、当該委員会が役目を完了した時をもって終る。
(委員長の任務)

第15条 委員長は、会長の命を受け委員会(特別委員会を含む。以下この条において同じ)の業務を掌理し、当該委員会の所掌に属する事項について会長と常に協議し報告し、事務管理部との密接な連絡を取り、本会の事務所内の資料管理に務めなければならない。

第4章 常務理事会

(常務理事会の設置)

第16条 会務執行の正確迅速を図るため必要な調査を行い、会長と協議の上で委員会および事務管理部の業務に参画する。
(常務委員会の職務)

第17条 学識または経験を活用して会務の改善にあたる。

第5章 評議員会

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は会長が招集する。
(評議員会の職務)

第19条 評議員会は、理事会から求められた審議事項等、本会の事業につき自由闊達な討議を行なう場である
(評議員会の職責)

第20条 評議員会は、理事会から求められた審議事項に関して理事会に建議を行う。但し議決は行なわない。

第6章 経理規程

(取扱処理規程)

第21条 本会の会計処理に関しては、定款で定める他に理事会の議を経て別に取扱処理規程を定める。

第7章 雑則

第22条 この細則で定める他、会務執行に必要なことは取扱要領で定めることができる。

第23条 旅費規程を別に規定することができる。